

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第3四半期)

自2023年7月1日
至2023年9月30日

株式会社カウリス

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	12
第3 四半期累計期間	12
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2024年2月22日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日）
【会社名】	株式会社カウリス
【英訳名】	Caulis Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 敦好
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル4階 FINOLAB
【電話番号】	03-4577-6567（代表）
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 上田 七生美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル4階 FINOLAB
【電話番号】	03-4577-6567（代表）
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 上田 七生美

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第3四半期累計期間	第8期
会計期間		自2023年1月1日 至2023年9月30日	自2022年1月1日 至2022年12月31日
売上高	(千円)	710,101	769,468
経常利益	(千円)	192,192	219,854
四半期(当期)純利益	(千円)	127,464	249,960
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	55,000	55,000
発行済株式総数			
普通株式	(株)	47,200	47,200
A種優先株式	(株)	2,106	2,106
B種優先株式	(株)	2,665	2,665
C種優先株式	(株)	5,096	5,096
純資産額	(千円)	318,749	191,285
総資産額	(千円)	928,029	718,300
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	17.91	39.37
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	34.3	26.6

回次		第9期 第3四半期会計期間
会計期間		自2023年7月1日 至2023年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	3.07

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 当社は、第8期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第8期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は928,029千円となり、前事業年度末に比べ209,729千円増加いたしました。これは、主に現金及び預金の増加166,182千円、前払費用の増加9,163千円及び繰延税金資産の増加16,158千円等によるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は609,280千円となり、前事業年度末に比べ82,265千円増加いたしました。これは、主に短期借入金の増加51,000千円及び未払法人税等の増加69,126千円、未払金の減少11,344千円及び契約負債の減少13,958千円等によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は318,749千円となり、前事業年度末に比べ127,464千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が127,464千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当社は「情報インフラを共創し、世界をより良くする」というミッションのもと、先端技術を活用した実用的なサービスを創り続け、犯罪のビッグデータをアルゴリズムと掛け合わせた法人向けクラウド型不正アクセス検知サービス「Fraud Alert」（フロードアラート）を、情報セキュリティ及びマネー・ローンダリング対策の観点で金融機関をはじめとした資金移動業者、通信事業者、ライフライン企業などへの導入拡大を目指しております。

国内の情報セキュリティ市場においては、電子商取引の規模拡大に伴い決済のキャッシュレス化が進み、キャッシュレス決済が拡大することでクレジットカード等の不正利用が増加し、その被害抑制対策強化の流れが加速すると見込まれます。なお、2022年の消費者向け電子商取引は前年比9.9%増の22兆7,449億円（注1）となり、2022年の国内のキャッシュレス決済比率は36.0%（注2）まで到達するなど、いずれも順調に推移しております。

また、2021年8月30日にFATF（金融活動作業部会）（注3）による第4次対日相互審査報告書が公表され、わが国は、審査対象である有効性と法令遵守状況の双方で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における合格基準を下回り、「重点フォローアップ」に分類されました。これらの結果を受け、今後法改正等の動きが見込まれると同時に、より一層マネー・ローンダリング対策市場の拡大が進むと考えられます。

このような状況のもと当第3四半期累計期間においては、当社は主に「Fraud Alert」の導入社数拡大に取り組みと共に、販売拡大に耐えうるシステムの構築を推進し、開発・営業など組織体制の整備を重点的に進めることで、サービスの強化に注力し、事業拡大を進めております。

この結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高710,101千円、営業利益193,430千円、経常利益192,192千円、四半期純利益127,464千円となりました。

なお、当社はマネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）経済産業省「令和4年度 電子商取引に関する市場調査 報告書（2023年8月）」

（注2）経済産業省「2022年度のキャッシュレス決済比率」（2023年4月）

（注3）FATF（金融活動作業部会）：マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の国際基準（FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組み。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された。現在、G7を含む37カ国・2地域機関が加盟しており、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界205の国・地域に適用されている。

- (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。
- (4) 経営方針・経営戦略等
当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。
- (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。
- (6) 研究開発活動
当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、31,035千円であります。
なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。
- (7) 経営成績に重要な影響を与える要因
当第3四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。
- (8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析
当第3四半期累計期間において、当社の資本の財源及び資金の流動性についての分析に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	85,835
A種優先株式	3,000
B種優先株式	3,165
C種優先株式	8,000
計	100,000

(注) 2023年11月8日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式すべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。また、2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は22,720,000株増加し、22,820,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年12月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,200	5,706,700	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
A種優先株式	2,106	—	非上場	(注) 1, 2, 3, 4, 7
B種優先株式	2,665	—	非上場	(注) 1, 2, 3, 5, 7
C種優先株式	5,096	—	非上場	(注) 1, 2, 3, 6, 7
計	57,067	5,706,700	—	—

- (注) 1. 当社の発行する株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款において定めております。
2. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式についての定めを定款に定めております。
3. 当社は、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めある場合を除くほか、種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めております。
4. A種優先株式の内容は次のとおりです。

(剰余金の配当)

C種優先株主及びB種優先株主に対する配当後なお配当をするときは、A種優先株主(A種優先登録株式質権者を含み、以下同様とする)に対し、普通株主(普通登録株式質権者を含み、以下同様とする)に先立ち、A種優先株式1株につき年950円の配当金を支払う。

(残余財産の分配)

C種優先株主及びB種優先株主に対する残余財産の分配後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主に対し、普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき、1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額を分配する。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

A種優先株主は、当会社に対し、いつにても、その有するA種優先株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(普通株式と引換えにする取得)

当社は、当社の普通株式について金融商品取引所への上場の申請を行うことを決議し、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の定める日をもって、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式の全部を取得し、かかる取得と引換えに当該優先株式の保有者に当社の普通株式を交付することができる。

5. B種優先株式の内容は次のとおりです。

(剰余金の配当)

C種優先株主に対する配当後なお配当をするときは、B種優先株主（B種優先登録株式質権者を含み、以下同様とする）に対し、A種優先株主及び普通株主に先立ち、B種優先株式1株につき年3,000円の配当金を支払う。

(残余財産の分配)

C種優先株主に対する残余財産の分配後、なお残余財産がある場合には、B種優先株主に対し、A種優先株主及び普通株主に先立ち、B種優先株式1株につき、1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額を分配する。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

B種優先株主は、当会社に対し、いつにても、その有するB種優先株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(普通株式と引換えにする取得)

当社は、当社の普通株式について金融商品取引所への上場の申請を行うことを決議し、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の定める日をもって、その前日までに取得の請求のなかったB種優先株式の全部を取得し、かかる取得と引換えに当該優先株式の保有者に当社の普通株式を交付することができる。

6. C種優先株式の内容は次のとおりです。

(剰余金の配当)

当社は、剰余金の配当をするときは、C種優先株主（C種優先登録株式質権者を含み、以下同様とする）に対し、B種優先株主、A種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株式1株につき年3,000円の配当金を支払う。

(残余財産の分配)

当社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株主に対し、B種優先株主、A種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株式1株につき、1株当たりの払込金額の1倍に相当する金額を分配する。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

C種優先株主は、当会社に対し、いつにても、その有するC種優先株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。

(普通株式と引換えにする取得)

当社は、当社の普通株式について金融商品取引所への上場の申請を行うことを決議し、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の定める日をもって、その前日までに取得の請求のなかったC種優先株式の全部を取得し、かかる取得と引換えに当該優先株式の保有者に当社の普通株式を交付することができる。

7. 2023年11月8日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式すべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

8. 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,649,633株増加し、5,706,700株となっております。

9. 2023年11月24日開催の臨時株主総会決議により、2023年11月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年9月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社使用人 15
新株予約権の数(個) ※	500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	450
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年9月21日 至 2033年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。 ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、「関係会社」という。)の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。 イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。 ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。 エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員又は顧問に就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。 オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等の重大な違反をなし、又は当社に対する著しい背信行為があった場合。 カ 新株予約権者が死亡した場合。 キ 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。 ②上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で調整されるものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間
前記(3)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

※新株予約権証券の発行時(2023年9月20日)における内容を記載しております。

(注) 当社は、2023年11月8日の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の

行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年7月1日～ 2023年9月30日	—	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	—	55,000	—	—

(注) 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,649,633株増加し、5,706,700株となっております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	普通株式 47,200 A種優先株式 2,106 B種優先株式 2,665 C種優先株式 5,096	「1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】② 【発行済株式】」の「内 容」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	57,067	—	—
総株主の議決権	—	57,067	—

(注) 2023年11月8日開催の取締役会決議により、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、2023年11月24日開催の臨時株主総会決議により、2023年11月24日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式5,706,700株、議決権の数は57,067個、発行済株式総数の株式数は5,706,700株、総株主の議決権の数は57,067個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	604,106	770,289
売掛金	40,018	41,620
前払費用	23,700	32,864
未収還付法人税等	3,536	—
その他	764	3,457
流動資産合計	672,126	848,232
固定資産		
有形固定資産	3,932	6,746
投資その他の資産		
繰延税金資産	38,281	54,439
その他	3,960	18,610
投資その他の資産合計	42,241	73,050
固定資産合計	46,174	79,797
資産合計	718,300	928,029
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	51,000
未払金	51,438	40,093
未払法人税等	8,175	77,301
契約負債	174,134	160,175
賞与引当金	9,750	2,487
その他	33,518	28,222
流動負債合計	277,015	359,280
固定負債		
長期借入金	250,000	250,000
固定負債合計	250,000	250,000
負債合計	527,015	609,280
純資産の部		
株主資本		
資本金	55,000	55,000
利益剰余金	136,285	263,749
株主資本合計	191,285	318,749
純資産合計	191,285	318,749
負債純資産合計	718,300	928,029

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
売上高	710,101
売上原価	279,922
売上総利益	430,178
販売費及び一般管理費	236,748
営業利益	193,430
営業外収益	
受取利息	5
受取報奨金	959
その他	352
営業外収益合計	1,317
営業外費用	
支払利息	2,529
その他	26
営業外費用合計	2,555
経常利益	192,192
税引前四半期純利益	192,192
法人税、住民税及び事業税	80,886
法人税等調整額	△16,158
法人税等合計	64,728
四半期純利益	127,464

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額の総額	一千円	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	100,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
減価償却費	3,175千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自2023年1月1日 至2023年9月30日)

当社は、マネー・ローンダリング及びサイバーセキュリティ対策事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

収益区分	当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
Fraud Alert (ストック) (注1)	677,439
Fraud Alert (その他) (注2)	8,106
その他 (注3)	24,555
顧客との契約から生じる収益	710,101
その他の収益	—
外部顧客への売上高	710,101

- (注) 1. 毎月の継続的な収入であるFraud Alert利用料及びコンサルティングサービス利用料であります。
2. Fraud Alertに関する初期設定作業や概念実証としての利用料であります。
3. 上記いずれにも該当しないサービス利用料等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年9月30日)
1株当たり四半期純利益	17円91銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	127,464
普通株主に帰属しない金額 (千円)	25,283
(うちA種優先株式配当額) (千円)	(2,000)
(うちB種優先株式配当額) (千円)	(7,995)
(うちC種優先株式配当額) (千円)	(15,288)
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	102,180
期中平均株式数 (株)	5,706,700
(うち普通株式の期中平均株式数) (株)	(4,720,000)
(うちA種優先株式の期中平均株式数) (株)	(210,600)
(うちB種優先株式の期中平均株式数) (株)	(266,500)
(うちC種優先株式の期中平均株式数) (株)	(509,600)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権の数500個

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2023年11月25日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

2023年11月8日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式すべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月23日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式	2,106株
B種優先株式	2,665株
C種優先株式	5,096株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	9,867株
------	--------

(3) 交付後の発行済普通株式数

57,067株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年11月8日開催の取締役会決議に基づき、2023年11月25日付けをもって株式分割を行い、2023年11月24日開催の臨時株主総会により、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

(1) 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2023年11月25日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	57,067株
今回の株式分割により増加する株式数	5,649,633株
株式分割後の発行済株式総数	5,706,700株
株式分割後の発行可能株式総数	22,820,000株

③株式分割の効力発生日

2023年11月25日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたします。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月16日

株式会社カウリス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カウリスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カウリスの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上